

「ふるさと春日井学」研究フォーラム

Forum for Furusato Kasugai Studies

「ふるさと春日井」まちづくりへの応援メッセージ

『ふるさと意識なくして地域の活性化なし』

会報

NO. 40

2016.5.25 発行

編集責任：河地 清

Kawachi-k@mb.ccnw.ne.jp

第40回「ふるさと春日井学」研究フォーラム

テーマ『地域活性化と「町内会」の役割』

平成28年5月1日（日）市民活動支援センター（ささえ愛センター）において「ふるさと春日井学」研究フォーラムをテーマ『地域活性化「町内会」の役割』で開催しました。講師は「地域活性化と『町内会』の役割」と題して、中田 実氏から講演をいただきました。中田氏は、(名古屋大学教授、愛知江南短期大学長を歴任して名古屋大学名誉教授。社会学博士)で、東海自治体問題研究会副理事長を務められています。同会は1973年設立、地方自治の民主的発展に寄与する研究を進める会員制の自主的研究団体。「町内会・自治会の特質と現代的課題」(2016.1)「新自治会・町内会 モデル規約 条文と解説」(2016.1)「増補版 地域再生と町内会・自治会～東日本大震災が町内会・自治会に投げかけている課題と教訓」(2012)などを出版し、町内会・自治会問題に精力的に取り組まれておられます。

「きょうは、原理的かどうか、その背景についてお話します。」「正確に理解していただくために、文字中心の形で、7つの項目についてお話します。」「地域組織」(町内会・自治会)は都市部では時代遅れとされますが、愛知ではこの地域組織が残されています。平均的な形で残しておかないといけない組織なのか、いま分水嶺にきているといえます。と前置きされ、レジメにそって話を進められました。

市民31名の参加がありました。講演後、参加者の意見・熱い発言が、これまででもっとも多くあり、関心の深さが伺えました。



- 発表要旨 -

はじめに

① 少子高齢化と地方消滅 … 少子高齢化の中で地方組織(町内会)は維持していけるのか。状況は厳しくなっている。ゼロ成長の中では、高度経済成長の時と違って、富は一方から他方に行くに過ぎない。中間層から富を取り上げることで、所得格差の拡大が一層進む。そういう背景の中で、地域の頑張り方も違ってこざるを得ない。公共による福祉が、財政危機と格差拡大の中で維持していくことが厳しいものとなってきている。こういう状況が広がっている中では、町内会も世帯内のことにまで対応する必要に迫られてくる。中高年男性の1人暮らしなどでは、問題があっても世帯内でカバーできず、その上、行政のカバーに限界があるとなれば、地域でも放っておけないということになってくる。現在はこういう構造のなかにある。自分はそれでいいという人がいそうだが、孤独死や空家の問題など、最後は他人の世話にならざるを得ないことになる。助け合う仕組みが少なくなると、自分のことで精一杯で、地域のことまで手が回らない、ということになるが、それゆえにこそ地域が果たさなければならない問題も現れてくる。こういう問題について考えてみたい。

I. 災害を含めて地域での危機意識の強まりと活性化への関心の高まり

わが国では、明治以来、市町村合併を繰り返してきた。その際、狭域で解決すべき問題は常にあったが、それを町内会が担うことで、広域化を可能としてきた。しかし、足元が崩れようとしている。それでやっていけるのか。これまでのわが国の地域の維持・運営は町内会・自治会が行政と協力して行うパターンが中心だった。町内会の活躍が期待されるこの時に、その体制がくずれようとしている。この状況下での「論点」は、そもそも町内会とは何なのかなど、これからの時代に、住民の主体的な参加にもとづく地域運営を維持するために必要なことは何か。地域活性化を主導する町内会の基本的な改革の方向を問うことである。

II. 春日井市の「春日井市市民活動促進基本指針」の策定(2012.11)

基本指針策定委員会(2011.11-2012.10)は委員10名で、町内会・子ども会・老人クラブ・青年会議所・高森台コミュニティーネットワーク・市国際交流ネットワークと公募2名、学識者2名で構成された。趣旨は、「区・町内会・自治会を中心とした」市内の各種の団体、企業が、それぞれの特性を活かしながら連携し、行政との協業のもとで地域課題の解決のために市民活動を促進することが重要となっている。そのための「基本指針の策定」である。

「区・町内会・自治体を中心」とする理由は、「基本指針」1-1「指針策定の趣旨」によれば、「すべての住民が関わることができ、地域を包括する」組織であることである。「区・町内会・自治会を中心に」という点を貫くためには、加入率の低下をとどめなければならない。「自治基本条例」とするのは早すぎるという市の判断がある。町内会への加入率が世帯の四分の三以上であることと規定している自治体もあり、これが行政が自治会に依拠することの正当性の根拠とされてきたが、今、この点が揺らいできている。その結果、名古屋市の地域委員会のように、町内会でなく、全有権者による選挙によって地域代表を選ぶという提案

も出てくる時代である（名古屋市のこの制度は、2期のモデル実施で終了している）。

Ⅲ.町内会をめぐる近年の状況

①**最近の町内会論の特徴** … 「そもそも論」への関心が高まっている。これは町内会消滅の危機の反映か？朝日新聞が「どうする？自治会・町内会」を連載特集(2016.9-10)した。読者の反応が大きく、5回の特集予定が6回に増やされた。「どうする?…」という特集が組まれたのは「分岐点にある」という認識を反映している。NHK「クローズアップ現代」では「町内会が消える」(2015.11.4)というタイトルで放映された。

②近年の論議の火元となった事例

1)宇都宮市のN自治会で2014(平成26)年4月にトラブルが起きた。630世帯で構成される自治会の1つの班(8世帯)が脱会した。輪番の「区長」を務められないというのが理由だった。年間行事は60件ほど。脱会に対して、自治会はごみ集積場と防犯灯を撤去した、宇都宮市はこのトラブルを静観した。2014年9月に東京新聞がこの問題を最初に報道すると、他紙・放送でも取り上げた。CBC「白熱ライブ」(2016.1.20放送)では、自治会側の主張が紹介された。それによると、班が脱退することは仕方がないが、その理由が高齢化であれば、他の班も同じで、それでは町内会は成り立たなくなる、ということだった。ごみ集積場の位置を決めるのは町内会となっている同市では、町内会員でなくなった地区について集積場の位置を指示することはできなくなるのは当然でもある。現在は、この8世帯でごみ集積場と防犯灯(電気代)の管理を行っている。脱退で町内会がなくなったのではなく、小さな自治会の誕生であった。地域生活での共益的な部分をみんなでどう支えるかの問題である。

2)2005(平成17)年4月26日、**最高裁第3小法廷で「自治会費等請求事件」**の判決が出た。1・2審の判決を覆す裁判官全員一致の判決であった。埼玉県営住宅新座本多第二団地(けやき自治会)での「自治会費等請求事件」で、判決は、「加入は任意だが、共益費(団地共同事業費)負担は義務」という内容であった。【注】判決の結論は次の3つ。(1)自治会退会を無条件に一方的に認める、(2)退会後は自治会費の支払いは不要、(3)共益費は退会後も支払うこと。】この団地の共益費は2,700円/月、自治会費300円/月である。共益的な部分をみんなにどう納得してもらうかが重要である。町内会でも共益的な部分があるのではないか。『“町内会”は義務ですか』(紙屋高雪、2014)という問いかけもなされている。最高裁判決のように、加入は「義務ではない」が、「後は知らない」ということでなく、「共益的な部分をどう担うか」が問題である。

Ⅳ.地縁組織とは何か

①血縁・地縁は個人の意思を超えて存在するものだ。そのため、個人の自由を制約するものとして否定的評価がなされる。a)血縁はすべての個人が生物的につながる。その社会的基盤は「家の存在」であった。しかし、民法改正で「家」はなくなり、また非婚・少子化と親族間の負担忌避など「個人中心」の時代となり、血縁は弱体化している。b)地縁はこどもから老人まで「すべての住民」が物理的にかかわりを持ち、お互いにつながっている。出身地(本籍)と違って、現在地(住所)での「隣人との関係」は意識しなくても存在している。「災害の地域共通性」は誰もが認識する。c)近隣縁では、近隣での協力は個人の利益にもつながる「共

益」(ごみ集積場や防犯灯などによる受益)がある。孤立した住民にとって、最後の助け合いの場にもなる。単身高齢者の見守りも、本人はよくても近隣では放置できない問題である。「無関心イコール無関係」ではない。客観的に関係はあり続ける。「他人がどうであれ関係ない」をどう減らすかが課題だ。

V.地縁組織としての町内会・自治会の基本的特徴～地域差の基礎にある特徴

地域差には、旧地区、新住宅地、集合住宅地、農村地域、大地域・小地域などがある。

①地域区画性 … 地域の排他的限定という特徴で、住民は市町村の区域内に住所を有する者(地方自治法 § 20)と同じで、地域区画が重なり合うことがない。②すべての世帯が加入する資格があるという特徴。「入れません」はできない。③世帯単位という特徴 … 全住民の組織だが、加入単位は生活の共同の単位である世帯。世帯規模が小さくなり、つきあいの負担が大きくなった。加入は権利であって義務ではない。④機能の包括性という特徴 … これまで、世帯内のことは世帯に任せ、町内会は地域の問題に取り組んできた。世帯規模が小さくなり、世帯でのカバーが困難になると、町内会の仕事となることが増えてくる。他方で、行政協力の問題が出てくる。生活の社会化・公共化で公私区分が不明確になってきた。例えば、ごみ処理の問題への協力は「行政の下請け」なのか。実施する事業については、住民の自治・主体性が重要となる。「補完性の原理」を意識したい。⑤地域代表制の特徴 … 住民の多数派の組織となり、住民を規制する機能ももつ。しかし、加入率の低下で、この地域代表制への懸念が出ている。このことが「地域自治協議会」型の組織化の背景になっている。これは、地域内の各種団体の協議組織で、各種団体への補助金を一括交付金化し、その地域内での配分は協議会自治に委ねるもので、住民代表組織再編の動きである。

IV.町内会の組織と活動の改革すべき課題

①組織の現状の再認識 … 「余計なことはしてくれるな」という意見で現状維持を固定化する傾向の克服が課題。住民の声を聴き、問題点を洗い出し、この問題点への対応策を検討すること。田原市の「地域コミュニティのあり方に関する報告書」(総代会、2011.3)が参考になる。研究会の構成は、校区代表 5 人、元役員 4、地区アドバイザー(職員 3)、オブザーバー(岐阜経済大教授)の計 13 人。運営体制の改善策や活動の改善策などを研究した。

②活動内容の見直し … 1)日立市塙(はな)山学区「住みよいまちをつくる会」(1980～)。小学校開設と同時にこの会を設立した。12 自治会、2400 世帯、7400 人(2012 年)。「かわら版」を月 1 回発行。専門委員会に特徴がある。福祉局・安心安全局・楽集局・地球局・未来局・情報局・事務局があり、包括組織として「災害に強いまちづくり委員会」がある。1 人 1 役の分担制をとり、やり手がいない時は「この仕事をしてください」とお願いする。未来局は次の役員候補に入ってもらい住民を探す仕事。2)京都市春日学区住民福祉協議会(1973 年～)も注目される。自治会と社会福祉協議会が一緒になって始まった。対象住民層を 4 区分する。「元気な人」「外出が苦手な人」「虚弱な人」「支えが必要な人」。活動を見直すと、外に出られる人だけを対象にやってきたことがわかる。「誰を対象とする活動か」を見直すこと。また、広域での活動にすると豊富な人材が得られることも活用したい。3)長

野県茅野市の福祉計画(2010年～)は重層性に特徴がある。広域圏・市域・保健福祉サービス地域・校区・区と自治会・町会と組・隣組の7つの層(2000年計画では5層であった)で活動を支える。

これらの例のように、町内会の活動の活性化には多くの工夫がされるようになっている。町内会組織とボランティアの活動を複合化する方式、「この指とまれ型」のやりたい人がやりたいことをやる仕組み、より高い専門性への要請にこたえる組織がある一方で、何でもやります型の組織もある。人をお願いする場合には、「やってほしいこと」を明示して募集する方が受けやすい。役割はみんなで分担しあい、お互いに手を貸し合う仕組みが望ましい。

③未加入者対策は広報活動が最重要課題である。非加入の理由を聞けば、仕事・高齢と並んで、町内会のことがわからない、が多い。町内会についての情報の世帯内での継承が困難となっていることも作用している。参加してもらうために、「必要な人に必要な情報を」、口コミではなく、月刊紙の各戸配布で届けるのも重要な課題である。

④春日井市の「基本指針の掲げる課題」(魅力ある市民活動を促進するために) 1970年代、コミュニティが強調された時期があった。春日井市高座は自治省のモデル地区になった。今でも春日井市では8割ぐらいの町内会加入率を維持している。取り組みの目標は市民活動の促進(地域の活性化)である。そのために、人材の発掘と育成、情報の共有、地域資源の有効活用、活動団体相互の連携が必要である。最後に、「みんなの参加で、意味のある地域生活の場をつくり、維持していきましょう!」と締めくくられた。(記録:塚田忠雄)

OPINION

『ふるさと春日井「まちづくり」の風景』

—講演「地域活性化」と「町内会の役割」を聴いて—

中田 實氏の講演を聴いて「地域活性化」のもう一つの鍵をにぎるのは地域のコミュニティー活動であることを再認識することができました。現在私は、「鳥居松上の町」という100世帯あまりの小規模な地域の区長(輪番制)の任に当たっています。年度当初直面した問題は、立て続けに3世帯の方々の町内会退会という現実と、その後さらに来年は大役が回ってくることを懸念しての退会宣言が(噂のいきを出ない言動として)流布されていることです。この現象をどう捉えればよいのか頭を悩ませています。これでは、「地方消滅」(増田寛也編著中公新書)の序曲、「町内消滅」現象が始まっているといってもよいような状況にあります。わが町内は、戦前の隣組時代から今日まで小規模地域であるがゆえに地縁の絆も強く大きな災害も、地域内での大きな対立もなく平穏無事に今日まで存続してきました。市の管理する公園は、校区外からも遊びにくる子供達に評判の良い公園です。小さいけれども神社(上の町神社)もあります。秋の祭礼も老いも若きも楽しみの行事です。樹齢を重ねた桜の大木があり季節には町内の人々を癒してくれます。落ち着いた安心安全な環境が整っている地域だと思います。大変住みやすい環境の地域であると思っていました。「SNS、コンビニ、車」の存在が「誰のお世話にもならない」で暮らして行けるという風潮があることは否定できませんが、コミュニケーションのない地域社会は考えられません。危機意識が生まれない「幸せな」地域の意識こそ「危機」的状况である

ことが問題であると強く感じている今日この頃です。(文責：河地清)

次回

第 42 回

「ふるさと春日井学」研究フォーラムの ご案内

「ふるさと春日井」の魅力を再発見する F O R U M

「ふるさと意識なくして地域の活性化なし」

「地域活性化・まちづくりの応援メッセージ」

Forum for Furusato Kasugai Studies

Forum テーマ：

『町内会で地域活性化』

ー「六軒屋町町内連合会」の取り組み実践報告ー

日 時：平成 28 年 7 月 3 日（日） 午後 1 時 3 0 分～3 時 3 0 分

場 所：市民活動支援センター（ささえ愛センター）八幡小学校西側

TEL：0568-56-5451（〒486-0837 春日井市春見町 3 番地）

講 師：前田 幸一 氏（六軒屋地区社会福祉協議会会長）

フォーラム内容：「まちづくり」で地域を活性化してゆく方法は、多様です。

「まちづくり」に「町内会」の果たす役割がきわめて重要であることが 40 回フォーラム中田 實先生の講演で改めて認識させられました。コミュニティー活動で地域活性化の成果を上げている六軒屋地区とは・・・ 後は FORUM で

(非会員の方のみ資料代 500 円徴収させていただきます。)

※事務局：〒486-0825 春日井市中央通り 2-9 TEL・FAX0568-82-5973 会長 河地 清

mail address:kawachi-k@mb.ccnw.ne.jp

かすがい市民活動情報サイト：<http://kasugai.genki365.net/>

ふるさと春日井学検索 